

行政の役割についての記述（抜粋）

◎ コミュニティ構想（昭和46年策定）

コミュニティは市域全体の計画的な市政水準上昇の結果として生まれる。したがって特定地域への重点施策はおこなわない。

市民のコミュニティづくりのために、市は市民施設、生活道路さらに緑のネットワークの適正な計画的行政によって協力する。このため市民参加によって「市民施設長期計画」を策定する。

市民自治の精神に則り、市政にたいする市民参加が多様な形態でおこなわれるためには、市民相互の交流、あるいは市民と市長・市議会・市行政機関との対話が活発におこなわれなければならない。

市は上から機械的にコミュニティの区分決定することなく、むしろ構想をしめすにとどめ、市民施設をそれぞれの地域に平等にまたそれぞれの地域の特殊性に応じて適切に配置し、市民自身のコミュニティづくりをバックアップすべきであろう。

◎ 新世紀委員会（平成11年答申）

市役所の「ボランティア休暇」制度等の活用を促し、職員がボランティアとして地域活動に参加することをバックアップする。

◎ 第5期コミュニティ市民委員会答申（平成12年答申）

各協議会に任せてはカバーできないコミュニティづくりの領域に目を配る役割

（ア）武蔵野市のコミュニティづくり全体に目配りし、コミュニティづくりを継続的で一貫性のあるものにする。

（イ）協議会と協議会以外のコミュニティづくりに関わる諸団体との連携・調整を行なうこと。

（ウ）新住民に対して武蔵野方式のコミュニティづくりの説明（PR）などをおこなうこと。

コミュニティづくりの支援に適した組織を準備する必要（市民がコミュニティづくりに関わる依頼・相談を気軽に持ち込めるような「総合窓口」の役割を果たす部署の設置）

コミュニティづくりに関わる市政情報を原則的にすべて公開していく必要

◎ コミュニティ条例（平成14年施行）

第4条 市は、コミュニティづくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 前項の場合において、市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限尊重しなければならない。

第5～7条 市は、（地域・目的別・電子）コミュニティづくりについて、コミュニティセンターの維持管理、地域コミュニティづくりに関する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条 市は、公共的団体が行うコミュニティづくりに対し、予算の範囲内で財政援助を行うことができる。

第15条 評価委員会の設置について 省略

（評価結果の公表等）

第16条 委員長は、評価の結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた評価の結果の概要を公表するものとする。

3 市長は、評価の結果、必要があると認めるときは、当該公共的団体の活動に関し助言することができる。

◎ 第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会（平成22年最終報告）

行政はコミュニティづくりの側面支援に徹するのが望ましい。

「コミュニティづくり支援のための「行政三原則」」

第1「側面支援の原則」…「金は出すが、口は出さない」という見守りに徹する（「自主三原則」の堅持）

第2「市民要請の原則」…支援の実施はコミュニティ協議会からの要請を原則とする。

第3「支援協働の原則」…支援はコミュニティ協議会と協働で行う。

◎ これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査（平成25年報告）

「今後のコミュニティセンター・コミュニティ協議会の運営のあり方」（年齢別クロス集計）

10～20代、30～40代の比較的若い世代では、「コミュニティ協議会には市民だけではなく地域の団体も参画すべきである」「コミュニティ協議会が適切に活動できるよう行政はより積極的に関与すべきである」への賛成意見（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）が多くの割合を占める一方、50～60代、70～80代以上では、「コミュニティ協議会の運営は自主性に任せ、行政は支援に徹するべきである」への賛成意見が多く、世代別の差が顕著となっている。

◆「コミュニティ協議会には市民だけではなく地域の団体も参画すべきである」

10～20代⇒54.8%、30～40代⇒48.4%、50～60代⇒44.0%、70～80代以上⇒27.6%

◆「コミュニティ協議会の運営は自主性に任せ、行政は支援に徹するべきである」

10～20代⇒34.3%、30～40代⇒38.7%、50～60代⇒54.5%、70～80代以上⇒44.7%

◆「コミュニティ協議会が適切に活動できるよう行政はより積極的に関与すべきである」

10～20代⇒52.5%、30～40代⇒50.8%、50～60代⇒41.9%、70～80代以上⇒42.2%